

旭川医科大学図書館委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学図書館委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学図書館委員会規程（平成16年旭医大達第73号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 図書館長</p> <p>(2) 一般教育の教授又は准教授 2人</p> <p>(3) 基礎医学の教授又は准教授 2人</p> <p>(4) 臨床医学の教授又は准教授 2人</p> <p>(5) 看護学科の教授又は准教授 2人</p> <p>(6) <u>事務局次長（総務・教務担当）</u></p> <p>(7) 図書館情報課長</p> <p>2 前項第2号から第5号までの委員は、学長が委嘱する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 図書館長</p> <p>(2) 一般教育の教授又は准教授 2人</p> <p>(3) 基礎医学の教授又は准教授 2人</p> <p>(4) 臨床医学の教授又は准教授 2人</p> <p>(5) 看護学科の教授又は准教授 2人</p> <p>(6) <u>教務部長</u></p> <p>(7) 図書館情報課長</p> <p>2 前項第2号から第5号までの委員は、学長が委嘱する。</p> <p>(略)</p>

附 則

この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第3条第1項第6号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。